

ご遺族の方へ

つくばみらい市





ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

つくばみらい市では、

ご遺族の方が届出等をしなければならない市役所関係の手続きと、

一般的な市役所以外の手続きについて、

パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問合せください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

つくばみらい市役所 0297-58-2111(代)

もくじ

1.	死亡届について	p.18
2.	住民票について	p.19
3.	障がい福祉の手続きについて	p.20
4.	年金の手続きについて	p.20
5.	介護保険について	p.21
6.	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の手続きについて	p.21
7.	児童に関する手当・保育所等に関する手続きについて	p.22
8.	税の手続きについて	p.23
9.	上下水道の手続きについて	p.26
10.	住宅関係の手続きについて	p.27
11.	外国籍の方の届出について	p.28
12.	森林を相続した方へ	p.29
13.	農地を相続した方へ	p.29
14.	防災行政無線戸別受信機について	p.30
15.	お問合せ窓口一覧	p.30
16.	その他の主な手続き／チェックリスト	p.32

つくばみらい市 おくやみ窓口のご案内

◇ご遺族の方へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

亡くなられた後の手続きについては、お亡くなりになった方によって異なります。市では、お亡くなりになった方及び届出人の方の情報を関係課と共有し、必要な手続きを取りまとめて、約1週間後を目安に改めてお知らせさせていただきます。

ご遺族の方の負担を少しでも軽くできるよう、毎週水曜日(祝日、休日を除く)に実施するおくやみ窓口を是非ご利用ください。

1. 個人情報の取扱いについて

下記の情報について、必要な手続きを確認し、ご案内するため、関係課と情報を共有させていただきます。

- ・お亡くなりになった方の氏名、住所、生年月日、性別及び死亡年月日
- ・死亡届に記入された届出人の方の氏名、住所及び連絡先
- ・お亡くなりになった方との関係(生計が同一であったかの確認※別世帯含む)

2. おくやみ窓口ご案内の送付の時期

送付の時期:死亡届お預かり後の約1週間後

※休日に届け出た場合、祝日等をはさむ場合は多少遅れることもあります。

3. 送付先

死亡届に記入された「届出人」宛て

※送付されない場合

- ① 届出人が親族でない場合(届出人名が病院長や家屋管理人など)
- ② お亡くなりになった方の住民票が当市にない場合

4. 予約先・お問合せ先

おくやみ窓口を利用される場合は、後日お送りする書類にて必要な手続きをご案内いたしますので、そちらをご確認のうえ、お申し込みをお願いいたします。

なお、お急ぎの場合などは、おくやみ窓口を利用せずに別紙を参考に関係課(伊奈庁舎内各課もしくは谷和原庁舎内各課)で手続きを行っていただくことも可能です。

手続き内容によっては、一度で手続きが終わらない場合や、ご案内以外の手続きが必要となる場合もございます。あらかじめご了承くださいませようをお願いいたします。

おくやみ窓口を利用する場合と利用しない場合の違い

	おくやみ窓口を利用する場合	おくやみ窓口を利用しない場合
当日の所要時間について	1時間半程度(事前予約制)	お越しいただいた際の混雑状況によってはお待ちいただく場合もあります。
受け付ける場所について	伊奈庁舎1階にあるおくやみ窓口にて全ての手続きを行います。手続き内容によっては、一度で手続きが終わらない場合や、ご案内以外の手続きが必要となる場合もございます。あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。	各関係課での手続きとなります。
手続きのタイミングについて	死亡届から約1週間後を目安にお送りする案内文をもとに予約が必要です。	死亡届提出以後いつでもお受けいたします。

おくやみ窓口の利用の流れ

死亡(届出)時 死亡届出時に本書を受け取ります。

約1週間後 市が必要な手続きをご案内する文書を届出人に送付いたします。

予 約 市民窓口課にお電話・LINE 若しくは窓口にご来庁のうえ、ご予約をお取りください。

予約日 予約の日時に市役所伊奈庁舎1階市民窓口課にお越しください。

おくやみ窓口【事前予約制】

つくばみらい市役所 市民窓口課 電話 0297-58-2111

※死亡届提出から約1週間後に送られてくる案内文が届いてからご予約をお願いします。

※LINE 予約の場合は上記案内文に記載の整理番号が必要です。

ご案内する手続きについて

1. つくばみらい市内の森林（地域森林計画の対象森林）を所有している

手続き	持ち物	問合せ先
・ 森林の土地の所有者届出	・ 土地の位置を示す図面（位置図・公図等） ・ 登記事項証明書、または土地売買契約書など土地の所有権を取得したことがわかる書類の写し	産業経済課 農業振興係 内線 3102・3104

2. つくばみらい市内の農地を所有している

手続き	持ち物	問合せ先
・ 届出 (農地法第3条の3第1項)	・ 持ち物なし ・ 今後の手続きについて説明	農業委員会事務局 内線 6301・6302

3. 市営住宅入居者（名義人）

手続き	持ち物	問合せ先
・ 市営住宅承継入居願提出 (引き続き市営住宅を利用する場合) ・ 市営住宅返還届提出 (市営住宅を使用しない場合)	・ 本人確認書類	住まい開発政策課 内線 5403・5406

4. 市営住宅入居者（名義人以外）

手続き	持ち物	問合せ先
・ 同居者異動届提出	・ 本人確認書類	住まい開発政策課 内線 5403・5406

5. 市営分譲住宅入居者

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none">・名義変更契約手続き (引き続き分譲住宅を利用する場合)・分譲住宅契約解除申請 (更地にして返還する場合)	<ul style="list-style-type: none">・本人確認書類・今後の手続きについて説明	住まい開発政策課 内線 5405

6. 市営分譲住宅地主

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none">・土地賃貸借変更契約手続き	<ul style="list-style-type: none">・本人確認書類・今後の変更契約の説明 (契約は相続登記後)	住まい開発政策課 内線 5405

7. 上下水道の使用名義人となっている

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none">・名義変更届 (亡くなられた方が独居の場合等、今後上下水道を使用しない場合には、「中止届」)	<ul style="list-style-type: none">・本人確認書類	上下水道課 水道料金お客様センター 内線 5350・5351・5352

MEMO

8. 児童手当または児童扶養手当の受給者

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・未支払の児童手当の請求 ・消滅届 ・認定請求 	<p><児童手当></p> <p>【未支払児童手当の請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一番下の児童の通帳 <p>【新しく受給者になる方の認定請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者名義の通帳 ・受給者のマイナンバーカード (未発行の場合は、住民票 [マイナンバー・続柄入り] 及び受給者の顔写真付の本人確認書類 [運転免許証、パスポート等]) ・受給者の健康保険証 <p>※父母以外の方は、児童との関係がわかるものを、提出していただく場合があります。</p> <p><児童扶養手当></p> <p>新しく児童を監護養育される方が、手当の支給要件を満たしている場合は、認定請求ができます。みらいこども課でご相談ください。</p>	<p>みらいこども課 手当給付係 内線 4202</p>

9. 児童手当と児童扶養手当の両方対象児童

手続き	持ち物	問合せ先
<p>【手当対象児童なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消滅届 <p>【手当対象児童減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・額改定届 <p>※児童手当・児童扶養手当分の届出がそれぞれ必要です。</p>		<p>みらいこども課 手当給付係 内線 4202</p>

10. ひとり親等の方で、児童手当のみの受給者（児童扶養手当の受給なし）

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・消滅届 ・認定請求 	<p><児童手当> 【新しく受給者になる方の認定請求】 <ul style="list-style-type: none"> ・受給者名義の通帳 ・受給者のマイナンバーカード （未発行の場合は、住民票 [マイナンバー・続柄入り] 及び受給者の顔写真付の本人確認書類 [運転免許証、パスポート等]） ・受給者の健康保険証 ※児童との関係がわかるものを、提出していただく場合があります。</p> <p><児童扶養手当> 新しく児童を監護養育される方が、手当の支給要件を満たしている場合は、認定請求ができます。 みらいこども課でご相談ください。</p>	みらいこども課 手当給付係 内線 4202

11. 児童手当のみの対象児童（児童扶養手当は非対象）

手続き	持ち物	問合せ先
<p>【手当対象児童なし】 ・消滅届</p> <p>【手当対象児童減】 ・額改定届</p>		みらいこども課 手当給付係 内線 4202

MEMO

12. 配偶者がいる方で、児童手当と児童扶養手当の両方受給者

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・未支払の児童手当の請求 ・消滅届 ・認定請求 	<p><児童手当> 【未支払児童手当の請求】 ・一番下の児童の通帳</p> <p>【配偶者の方の認定請求】 ・受給者名義の通帳 ・受給者のマイナンバーカード （未発行の場合は、住民票〔マイナンバー・続柄入り〕及び受給者の顔写真付の本人確認書類〔運転免許証、パスポート等〕) ・受給者の健康保険証</p> <p>※父母以外の方は、児童との関係がわかるものを、提出していただく場合があります。</p> <p><児童扶養手当> 配偶者の方が、手当の支給要件を満たしている場合は、新しく認定請求ができます。みらいこども課でご相談ください。</p>	みらいこども課 手当給付係 内線 4202

13. 児童手当受給者の配偶者（ひとり親になる）

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当認定請求 	児童扶養手当は、手当支給要件に該当された方が申請することができます。みらいこども課にご相談ください。	みらいこども課 手当給付係 内線 4202

14. 幼児教育・保育施設（保育所等）入所者世帯

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・退所（退園）届出 ・認定変更届出 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当世帯申請者の本人確認書類 	みらいこども課 入所入園係 内線 4206・4208

15. 65歳以上の方 または 40歳から64歳の方で要介護認定を受けている

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・保険証返還 ・介護保険料やサービス費の還付手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証 ・相続人代表者の方の口座がわかるもの 	介護福祉課 介護保険係 内線 4304

16. 高齢福祉サービスを利用している（緊急通報システム、まごころ弁当）

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・利用廃止申請 ・まごころ弁当、未使用食券の払戻し手続き (未使用の食券がある場合のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・未使用のまごころ弁当食事サービス券 ・相続人代表者の方の口座がわかるもの ・印鑑 	介護福祉課 高齢福祉係 内線 4306

17. 国民健康保険に加入している

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証（資格確認書）返還 ・葬祭費支給申請 ・資格喪失 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証（資格確認書） ・相続人代表者の口座のわかるもの ・喪主の口座のわかるもの ・葬儀の会葬礼状または領収書等 	国保年金課 国民健康保険係 内線 4403・4408・4410

18. 後期高齢者医療に加入している

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証（資格確認書）返還 ・給付受領申請 ・保険料還付受領申請 ・葬祭費支給申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療被保険者証（資格確認書） ・相続人代表者の口座のわかるもの ・喪主の口座のわかるもの ・葬儀の会葬礼状または領収書等 	国保年金課 後期高齢者医療係 内線 4407

19. 医療福祉費（マル福）に加入している

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・医療福祉費受給者証返還 ・喪失届の記入 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療福祉費受給者証 	国保年金課 医療福祉係 内線 4406

20. 年金を受給している

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・死亡届 ・未支給年金 ・遺族年金 	※お手続きによって持ち物が異なりますので、事前に担当課へお問合せください。(お近くの年金事務所へのお問合せも可)	国保年金課 国民年金係 内線 4402

21. 年金に加入している

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・遺族年金 ・死亡一時金 	※お手続きによって持ち物が異なりますので、事前に担当課へお問合せください。(お近くの年金事務所へのお問合せも可)	国保年金課 国民年金係 内線 4402

22. 手帳を持っている（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳）

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・手帳返還 【手帳によって以下のものを受けている場合は喪失手続き】 ・有料道路割引喪失 ・NHK 受信料減免非該当の連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳 	社会福祉課 障がい福祉係 内線 4102 (身体) 内線 4103 (療育・精神)

23. 茨城県駐車場利用証を交付されている

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場利用証の返還 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場利用証 	社会福祉課 障がい福祉係 内線 4103

24. お子さんの障がいにより手当てを受給している (特別児童扶養手当・在宅心身手当の受給者である)

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者の死亡手続き ・ 受給者の変更 (新規申請) ・ 未払いがある場合は請求 手続き ・ 過払いがある場合は返納 手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、障がいのある子を養育する 方の口座がわかるもの ・ 戸籍謄(抄)本(除票も可。後日 提出可) ・ マイナンバーがわかるもの 	社会福祉課 障がい福祉係 内線 4102・4103

25. 本人の障がいにより保護者が手当を受給している (特別児童扶養手当・在宅心身手当の支給対象児である)

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格喪失手続き ・ 額改定手続き (人数減の場合) ・ 未払いがある場合は請求 手続き ・ 過払いがある場合は返納 手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手当受給者(保護者)の口座がわ かるもの ・ 住民票または戸籍 (人数減の場合のみ) 	社会福祉課 障がい福祉係 内線 4102・4103

26. 手当を受給している

(特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・難病患者福祉手当)

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none">・資格喪失手続き・入金口座変更手続き・未払いがある場合は請求手続き・過払いがある場合は返納手続き	<ul style="list-style-type: none">・遺族の方の口座がわかるもの	社会福祉課 障がい福祉係 内線 4102・4103

27. 市県民税が課税されている

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none">・相続人代表者指定の届出	<ul style="list-style-type: none">・来庁者の本人確認書類	税務課 市民税係 内線 2305 ~ 2308

28. つくばみらい市に固定資産を有している

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none">・相続人代表者指定の届出	<ul style="list-style-type: none">・来庁者の本人確認書類	税務課 固定資産係 内線 2301 ~ 2304

MEMO

29. 125cc以下の二輪等・農耕作業車などを所有している

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・名義変更または廃車の届出 	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の本人確認書類 ・標識交付証明書 ・ナンバープレート（名義変更の方でナンバーの変更を希望しない場合は不要） ※相続人が市外在住の場合 ・戸籍謄本等の来庁者と故人の関係が確認できる書類 	税務課 市民税係 内線 2306 ~ 2307

30. 税金の口座振替をしている

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替停止 ・口座振替停止後の納付書の交付 ・相続人の口座振替手続き案内 		収納課 管理係 内線 2401・2402

31. 防災行政無線が聞ける戸別受信機を使っている

手続き	持ち物	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・戸別受信機借用者の変更または戸別受信機回収（外部アンテナがある場合は取り外し工事日程調整） 	<p>【戸別受信機を引き続き世帯で使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持ち物なし <p>【戸別受信機を返却する場合】</p> <p>《戸別受信機用の外部アンテナが無い場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸別受信機本体 ・電源コード <p>《戸別受信用の外部アンテナがある場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持ち物なし <p>※外部アンテナを取り外す工事（無償）の日程調整を行います。</p>	防災課 消防防災係 内線 2502

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

確認事項(故人について)		チェック	該当ページ
住民票	故人を含め世帯主になり得る方が3名以上でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.19
	外国籍でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.28
障がい福祉	障がい者手帳をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.20
	障がいに関する手当を受けていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	障がいのあるお子さんの手当を受けていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	障がい者マル福をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
年金	国民年金を受給または、加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.20
介護保険	65歳以上の方でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.21
	40~64歳で要介護認定を受けていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
健康保険	国民健康保険に加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.21
	世帯主であり、他の家族が国民健康保険に加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	後期高齢者医療制度に加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
子育て	児童手当・児童扶養手当を受けていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.22
	保育所等に入所(園)されているお子さんまたはそのご家族ですか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	小児マル福をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	ひとり親マル福をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	妊産婦マル福をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

確認事項(故人について)		チェック	該当 ページ
子育て	養育医療を受けていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.22
税金	市民税・県民税が課税されていましたが?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.23
	市内に固定資産をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	軽自動車や原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.24
	税金の口座振替をご利用でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.25
上下水道	上下水道の使用名義人となっていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.26
その他	市営住宅または、市営分譲住宅(※1)に入居していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.27
	森林をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.29
	農地をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	防災行政無線が聞ける戸別受信機をお使いでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.30
	会社員でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.32
	個人事業主でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.33

※1市営分譲住宅とは、地権者と市が土地賃貸借契約を結び、その土地に対し市と居住者が転貸借契約を結んでいる住宅地です。

身近な人が亡くなられた後の手続き等の一般的な流れ（目安）

	3カ月以内	4カ月以内
葬儀・法要	<ul style="list-style-type: none"> ○納骨 ○四十九日 ○初七日 ○通夜・葬儀・告別式 ○葬儀・法要の連絡・調整 	
届出・手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○相続放棄・限定承認 ○相続財産調査 ○相続人調査 ○遺言調査・遺言書の検認 ○公共料金等の手続き (38ページ参照) ○年金関係の手続き ○健康保険・世帯主変更 ○死亡届等 	
税金		<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告(35ページ参照)

(34・35ページ参照)

10カ月以内

1年以内

○一周忌

○払戻・解約・名義変更等
○遺産分割協議(34ページ参照)

○遺留分侵害額請求

○相続税の申告(35ページ参照)

つくばみらい市で必要な手続きについては次のページから、お問合せ窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

身近な人を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※お問合せ窓口だけを知りたい方は、30ページに窓口一覧を掲載しています。

〈次ページ〉
必要な手続きの
詳細について

〈30ページ〉
必要な手続きの
窓口一覧

〈32ページ〉
つくばみらい市以外で
必要な手続きの
窓口一覧

1. 死亡届について

7日以内

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

◇火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

◇届出地

亡くなられた方の本籍地、届出人の所在地、
亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇届出人

- ・親族
- ・同居者
- ・家主・地主・家屋または土地の管理人
- ・後见人・保佐人・補助人
(登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)
- ・任意後见人、任意後見受任者

◇必要なもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの)1通
※死亡届は、消えるボールペンで書かないでください。
- ・印鑑(任意)
- ・国外で死亡した場合は、死亡証明書及びその訳文

◇つくばみらい市に死亡届を提出する場合

【月～金曜日(8:30～17:15)】

伊奈庁舎・谷和原庁舎1階市民窓口課

【火～土曜日(9:00～19:00)】

みらい平市民センター1階市民窓口課

【夜間(17:15～)及び土日祝日】

伊奈庁舎1階北側夜間休日窓口

夜間及び土日祝日に届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

◇死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土日祝日を除く)

- ・本籍地(つくばみらい市)に届出をした場合→おおむね2~3週間後
- ・本籍地(つくばみらい市)以外に届出をした場合→おおむね1カ月程度

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

2. 住民票について ※亡くなられた方がつくばみらい市に住民登録がある場合

◇世帯主変更届

死亡届が提出されると届出を受理した市区町村役所・役場から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

ただし、世帯主が亡くなられ、世帯主になり得る方が2人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要となります。(別途、下記担当より確認の連絡を差し上げる場合もございます。)

- ・届出をされる方……亡くなられた方と同世帯の方

お問合せ先

▼市民窓口課 住民係(伊奈庁舎1階①番窓口)

☎0297-58-2111(代)(内線3403)

3. 障がい福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、重度障がい者医療福祉費受給者証(障がいマル福)など、亡くなられた方が障がいに関するお手続きをされていた場合や、本人に障がいがなくとも、障がいのあるお子様の手当を受給されていた場合も、所定の手続きが必要となる場合がありますので、下記担当までお問合せください。

お問合せ先

▼障がい福祉について

社会福祉課 障がい福祉係(伊奈庁舎1階⑥番窓口) ☎0297-58-2111(代)(内線4101~4103)

▼障がいマル福について

国保年金課 医療福祉係(伊奈庁舎1階⑤番窓口) ☎0297-58-2111(代)(内線4406)

4. 年金の手続きについて

◇年金受給者が亡くなられたとき

亡くなられた方が年金受給者の場合、未支給年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金などの請求手続きが必要になることがあります。

◇国民年金に加入していた方が亡くなられたとき

国民年金に加入していた方が亡くなられた場合、死亡一時金、遺族基礎年金、寡婦年金などの請求手続きが必要になることがあります。

◇厚生年金に加入していた方が亡くなられたとき

厚生年金に加入していた方が亡くなられた場合、遺族基礎年金、遺族厚生年金などの請求手続きが必要になることがあります。

※手続きに必要な書類は、遺族の状況や加入していた年金制度により異なりますので、ご来庁時に窓口にてご案内いたします。

※手続きによっては、年金事務所、各共済組合、またはご遺族のお住まいの地域を管轄する年金事務所をご案内する場合があります。

※遺族厚生年金の請求手続きについては、土浦年金事務所にお問合せください。

お問合せ先

▼国保年金課 国民年金係(伊奈庁舎1階⑤番窓口)

☎0297-58-2111(代)(内線4402)

お問合せ先

▼土浦年金事務所 お客様相談室

☎029-825-1170

5. 介護保険について

つくばみらい市の介護保険の被保険者(65歳以上の方、または40歳から64歳の方で要介護認定を受けている方)が亡くなられたときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。また、介護保険料の精算の手続きや、高額介護サービス費等の手続きが必要な場合がありますので、相続人代表者の口座番号のわかるもの(通帳等)をお持ちください。

お問合せ先

▼介護福祉課 介護保険係(伊奈庁舎1階④番窓口)

☎0297-58-2111(代)(内線4302~4304)

6. 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の手続きについて

「つくばみらい市の国民健康保険に加入されていた方」及び「後期高齢者医療制度に加入され、茨城県後期高齢者医療広域連合から被保険者証の交付を受けていた方」が亡くなられたときは、被保険者証(資格確認書)等をご返却ください。

また、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の精算の手続きが必要な場合がありますので、相続人代表者の口座番号のわかるもの(通帳等)をお持ちください。詳しくは、下記担当までお問合せください。

なお、故人が国民健康保険の加入者でなくとも、故人が世帯主であり、他のご家族が国民健康保険に加入していた場合、国民健康保険の世帯主変更のお手続きが必要になります。詳しくは、下記担当までお問合せください。

加えて、葬儀を行った方(喪主)に対して、葬祭費50,000円が支給されますので、そちらもあわせて申請してください。

◇葬祭費の申請に必要なもの

1. 葬祭を行ったことが確認できるもの(葬祭費用の領収書、会葬礼状)
 2. 葬祭を行った方(喪主)の口座番号がわかるもの(通帳等)
- ※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。(請求権の時効)

お問合せ先

▼国民健康保険について

国保年金課 国民健康保険係(伊奈庁舎1階⑤番窓口)

☎0297-58-2111(代)(内線4403・4408・4410)

▼後期高齢者医療制度について

国保年金課 後期高齢者医療係(伊奈庁舎1階⑤番窓口)

☎0297-58-2111(代)(内線4407)

7. 児童に関する手当・保育所等に関する手続きについて

「児童手当受給者及び対象児童」、「児童扶養手当受給者及び対象児童」、「保育所等に入所(園)されているお子さん及びそのご家族」が亡くなられたときは、所定の手続きが必要となりますので、下記担当までお問合せください。

また、18歳以下のお子様を養育されている方(父または母等)が亡くなられたときに、ひとり親マル福の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに下記担当までお問合せください。すでにマル福をお持ちの方だった場合や未熟児養育医療を受給していた場合もお問合せをお願いします。

お問合せ先

▼児童手当・児童扶養手当について

みらいこども課 手当給付係(伊奈庁舎1階③番窓口)

☎0297-58-2111(代)(内線4201・4202)

▼保育園等の手続きについて

みらいこども課 入所入園係(伊奈庁舎1階③番窓口)

☎0297-58-2111(代)(内線4206・4208・4209)

▼マル福及び未熟児養育医療

国保年金課 医療福祉係(伊奈庁舎1階⑤番窓口)

☎0297-58-2111(代)(内線4406)

MEMO

8. 税の手続きについて

◇市民税・県民税

市民税・県民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が承継され、6月に市民税・県民税の納税通知書が送付されます。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

お問合せ先

▼市民税・県民税について

税務課 市民税係(伊奈庁舎2階③番窓口)

☎0297-58-2111(代)(内線2305~2308)

お問合せ先

▼所得税・相続税について

土浦税務署

☎029-822-1100(音声ガイダンス)

◇固定資産税・都市計画税

市内に固定資産を所有する方(納税管理人を含む)が亡くなられた場合は、相続人に納税義務を承継していただくことになります(地方税法第9条)ので、相続人代表者指定の届出が必要です。詳しくは下記担当までお問合せください。

お問合せ先

▼税務課 固定資産税係(伊奈庁舎2階③番窓口)

☎0297-58-2111(代)(内線2301~2304)

◇軽自動車税

軽自動車等を所有されている方が亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。
詳しくは、下記担当までお問合せください。

お問合せ先

▼原付(125cc以下)・小型特殊自動車(農耕用作業車等)・ミニカーについて
税務課 市民税係(軽自動車税担当)(伊奈庁舎2階③番窓口)
☎0297-58-2111(代)(内線2306・2307)

お問合せ先

▼125ccを超える二輪車について
茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所
☎050-5540-2018

お問合せ先

▼三輪・四輪の軽自動車について
軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所
☎050-3816-3106(コールセンター)

MEMO

◆税金の口座振替

亡くなられた方名義の口座で口座振替をご利用だった場合、口座凍結後は口座振替ができなくなります。引き続き口座振替のご利用を希望する場合は、新たにお申込み手続きが必要です。また、口座振替を利用していた納税義務者が亡くなられた場合、振替口座が亡くなられた方以外の名義の口座であっても、相続等により新たに納税義務者となった方が口座振替を利用する場合には、新たにお申込み手続きが必要です。詳しくは下記担当までお問合せください。

お問合せ先

▼収納課 管理係(伊奈庁舎2階④番窓口)

☎0297-58-2111(代)(内線2401・2402)

MEMO

9. 上下水道の手続きについて

◇上下水道使用の名義人の方が亡くなられたとき

上下水道使用の名義人の方が亡くなられたときは、すみやかに、名義変更届(亡くなられた方が独居の場合等、今後上下水道を使用しない場合には、「中止届」)の提出が必要となります。また、亡くなられた方が上下水道料金等の支払名義人となっている場合には、下記担当までお問合せください。

お問合せ先

▼上下水道課 水道料金お客様センター(谷和原庁舎2階⑩番窓口)
☎0297-58-2111(代)(内線5350~5352)

MEMO

10. 住宅関係の手続きについて

◇市営住宅または、市営分譲住宅入居者が亡くなられたとき

亡くなられた方が市営住宅または、市営分譲住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。詳しくは、下記担当までお問合せください。

◇必要な手続き

どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。

- (1) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合
……名義を引き継ぐ手続き(入居承継申請)※
- (2) 入居名義人が亡くなり、同居されていない方がいない場合
……住宅を明渡す手続き
- (3) 入居名義人の方以外が亡くなられた場合
……異動の手続き

※入居承継申請については、承継できない場合があります。
承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。

お問合せ先

▼住まい開発政策課 住まい政策係(谷和原庁舎1階⑦番窓口)
☎0297-58-2111(代)(内線5403・5406)

◇住まいの相談窓口◇

亡くなられた方の住まい(土地や建物等)に関する各種相談は、下記担当までお問合せください。

ご相談内容		お問合せ先
相続	遺言、遺産分割協議、相続登記	茨城司法書士会 ☎029-212-4500
売却等	土地・建物の売却、賃貸、解体	茨城県宅地建物取引業協会 県南支部 ☎0297-74-1646 茨城県建設業協会(解体について) ☎029-221-5126
	空き家バンク	つくばみらい市役所 住まい開発政策課 ☎0297-58-2111(代)
管理	空き家の見回り、草木の剪定	つくばみらい市シルバー人材センター ☎0297-25-2102

◇外国籍の方が亡くなられたとき

外国籍の方が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者または特別永住者の親族または同居人に、在留カードまたは特別永住者証明書(外国人登録証明書)を返納していただく必要があります。この場合、東京入国管理局に直接赴いて返納していただくか、郵送をご希望の場合は下記の【郵送先】に記載の事務所にお送りください。

▼直接返納する場合

【返納先】

東京出入国在留管理局水戸出張所
水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎1階
☎029-300-3601

▼郵送により返納する場合

【郵送先】

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階
東京出入国在留管理局おだいば分室 あて
☎03-3599-1068

※封筒の表に「在留カード等返納」と表記してください。

※新型コロナウイルス感染症予防対策のため受付時間が短縮されていることがありますので、事前にご確認をお願いします。

◇亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の方の場合

亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の方で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡届から14日以内に入国管理局への届出が必要な場合があります。

※届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。

お問合せ先

▼市民窓口課 住民係(伊奈庁舎1階①番窓口)
☎0297-58-2111(代)(内線3403)

12. 森林を相続した方へ

◇森林を相続した場合には届出が必要です

森林の土地所有者を把握するため、平成24年4月から森林の土地所有者となった方は市町村長への事後届出が必要になりました。

届出の対象となる土地は、都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林がある土地です。地域森林計画の対象森林に該当するかどうかは、下記担当までお問合せください。

お問合せ先

▼産業経済課 農業振興係(谷和原庁舎1階④番窓口)

☎0297-58-2111(代)(内線3102・3105)

13. 農地を相続した方へ

◇農地を相続した場合には届出が必要です

平成21年12月15日に施行された農地法の改正に伴い、農地を相続された場合には、その農地のある市町村の農業委員会に届出が必要になりました。(農地法第3条の3第1項)

農地の相続権利を知った日から10カ月以内に届出書を提出してください。なお、届出をしない・虚偽の届出をした者には10万円以下の過料に処することとなっています(農地法第69条)ので、必ず届出をするようにお願いします。

また、この届出は権利取得の効力を発生させるものではありません。実際に権利を設定する場合には、法務局での手続きが必要となります。

ご不明な点は、下記担当までお問合せください。

お問合せ先

▼農業委員会事務局(谷和原庁舎1階③番窓口)

☎0297-58-2111(代)(内線6301・6302)

14. 防災行政無線が聞ける戸別受信機をお使いの方へ

◇戸別受信機をお使いの場合は手続きが必要です

戸別受信機を借用していた方が亡くなられた場合、市に戸別受信機借用者変更の申出または戸別受信機の返却が必要です。

貸出対象は、避難行動要支援者等で、戸別受信機設置を希望した方になります。

また、戸別受信機を返却される際、戸別受信機設置場所に外部アンテナを設置している場合は、外部アンテナ取り外し工事(無償)が必要です。

詳しくは下記担当までお問合せください。

お問合せ先

▼防災課 消防防災係(伊奈庁舎3階②番窓口)

☎0297-58-2111(代)(内線2502)

15. お問合せ窓口一覧 (詳しくは掲載ページをご覧ください)

	お問合せ内容	担当部署	窓口
P.18	死亡届について	市民窓口課	伊奈庁舎 1 階①番窓口
P.19	住民票について		
P.20	障がい福祉の手続きについて	社会福祉課	伊奈庁舎 1 階⑥番窓口
		国保年金課	伊奈庁舎 1 階⑤番窓口
P.20	年金の手続きについて	国保年金課	伊奈庁舎 1 階⑤番窓口
		土浦年金事務所	☎ 029-825-1170
P.21	介護保険について	介護福祉課	伊奈庁舎 1 階④番窓口
P.21	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の手続きについて	国保年金課	伊奈庁舎 1 階⑤番窓口
P.22	児童に関する手当・保育所等に関する手続きについて	みらいこども課	伊奈庁舎 1 階③番窓口
		国保年金課	伊奈庁舎 1 階⑤番窓口
P.23	市民税・県民税について	税務課	伊奈庁舎 2 階③番窓口
P.23	所得税・相続税について	土浦税務署	☎ 029-822-1100(音声ガイダンス)
P.23	固定資産税・都市計画税について	税務課	伊奈庁舎 2 階③番窓口

	お問合せ内容	担当部署	窓口
P.24	軽自動車税について	原付 (125cc 以下) ・小型特殊自動車 (農耕用作業車等) ・ミニカーの場合 税務課 伊奈庁舎 2 階③番窓口 125cc を超える二輪車の場合 茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2018 三輪・四輪の軽自動車の場合 軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所 ☎ 050-3816-3106 (コールセンター)	
P.25	税金の口座振替について	収納課	伊奈庁舎 2 階④番窓口
P.26	上下水道の手続きについて	上下水道課 水道料金お客様センター	谷和原庁舎 2 階⑩番窓口
P.27	住宅関係の手続きについて	住まい開発政策課	谷和原庁舎 1 階⑦番窓口
P.28	外国籍の方が亡くなられたときの 在留カードまたは 特別永住者証明書 (外国人登録証明書) の 返納先、郵送先について	〈返納先〉 東京出入国在留管理局水戸出張所 水戸市北見町 1 - 1 水戸法務総合庁舎 1 階 ☎ 029 - 300-3601 〈郵送先〉 東京出入国在留管理局おだいば分室 あて 〒135-0064 東京都青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 9 階 ☎ 03-3599-1068	
P.28	亡くなられた方の配偶者や ご家族が外国籍の方の場合	東京出入国在留管理局 水戸出張所 東京出入国在留管理局	☎ 029-300-3601 ☎ 0570-034-259 (ナビダイヤル) (IP 電話・海外からの場合) ☎ 03-5796-7234
P.29	森林をお持ちの方	産業経済課	谷和原庁舎 1 階④番窓口
P.29	農地をお持ちの方	農業委員会事務局	谷和原庁舎 1 階③番窓口
P.30	防災行政無線 戸別受信機について	防災課	伊奈庁舎 3 階②番窓口

MEMO

16. その他の主な手続き

ここでは一般的な手続きについて記載します。

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は勤務先に確認してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	〈必要なもの〉 年金請求書、年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得証明書、住民票のコピー、受取先金融機関の通帳等 〈手続き先〉 お近くの年金事務所または街角の年金相談センター

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	4カ月以内	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業等届出書	1カ月以内	
給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

◇改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
 ・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明書を取得

現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

必要書類
 提出先
 (受取先)

・改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書
 墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を挙げてもらってから遺骨を取り出します。
 遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

お問合せ先

つくばみらい市役所 市民窓口課
 電話番号 0297-58-2111(代)

◇その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。市役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態的家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所税務課で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数

◇ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

◆ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/>	運転免許証返納	早めに	常総警察署 (常総市水海道高野町554-2)	運転免許証
<input checked="" type="checkbox"/>	パスポート返納		茨城県旅券室 (水戸市三の丸1-5-38) (茨城県三の丸庁舎1階)	パスポート 住民票除票 届出人の身分証明書
<input checked="" type="checkbox"/>	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
<input checked="" type="checkbox"/>	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
<input checked="" type="checkbox"/>	NHKの名義変更・解約		NHK水戸放送局 (水戸市大町3-4-4)	
<input checked="" type="checkbox"/>	携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
<input checked="" type="checkbox"/>	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車・バイク等の廃車		運輸支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

発行 つくばみらい市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025年5月作成

